



2022年6月30日

各位

会社名 株式会社 旅工房
代表者名 代表取締役会長兼社長 高山 泰仁
(コード番号: 6548 東証グロース)
問い合わせ先 取締役執行役員 岩田 静絵
コーポレート本部長

ir@tabikobo.com

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局へ2022年6月30日に提出した2022年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

2022年2月4日に当社取締役会に対し、当社リスクコンプライアンス委員会より、Go To トラベル事業給付金の受給を申請していた取引の一部に、宿泊等の実態がないために給付金の受給対象とならない可能性を否定できない取引が存在し、当該取引がなされるに至った経緯、当該取引への当社の関与の実態その他の事実関係について精査が必要となるとの報告を受け、調査委員会を設置して事実関係の解明に向けた調査を進めてまいりました。

調査委員会の調査報告書により、当社においては、利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、自ら旅行商品の「不適切」な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められておりません。しかしながら、本件旅行商品は、当該取引に関与した実質的に同一又は一体とみられる3社がGo To トラベル事業給付金によって利得を得ようとした可能性が高い「不適切」なものであることが判明いたしました。

これらの調査結果を踏まえ、当社は、売上高、売上原価及び受取補償金の訂正、貸倒引当金の計上等を行い、2021年3月期第3四半期以降の決算を訂正し、2021年3月期有価証券報告書及び2021年3月期第3四半期から2022年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

Go To トラベル事業給付金を不当に受給することを目的とした不適切な催行実態の取引に利用された可能性のある事実は、当社における法人向けの新規大口取引に対するリスク識別に関する全社的な内部統制の不備及び、給付金に関する業務プロセスの一部における各種申請、届出等の要件の確認手続きの不十分性といった不備に起因するものであると認識しております。これらの不備は財務報告に重要な影響を与えており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 当連結会計年度末日までに是正できなかった理由

調査委員会から調査報告書を受領した2022年3月2日から事業年度の末日までに、再発防止策を整備し運用する期間を十分確保できなかったため、当該開示すべき重要な不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会からの指摘・提言を踏まえ、以下の再発防止策を実施しております。

当社における再発防止策

(1) 法人向け新規大口取引に対するリスク識別手続きの改善

一定金額以上の見積りを法人顧客に提出する際は、その内容や特殊性についての事前の検討及びその受注可否の判断をリスクコンプライアンス委員会への付議事項とする旨を、リスク管理規程及び職務権限規程に追加いたしました。再発防止策の整備の一部は完了いたしました。が、当事業年度の末日までに十分な期間がなく、整

備状況及び運用状況の評価は完了しませんでした。

(2) 各種申請、届出等の要件の確認手続きの改善

補助金、給付金等を含め、行政当局に対する申請、届出、申出等によるものについては、あらかじめその要件を確認して関係者に周知させたうえ、個別の申請等又は申請等に係る個別の取引を行うにあたって、要件を充足しているか否かを複数の担当者又は部署において検証するプロセスを整備いたしました。再発防止策の整備の一部は完了いたしましたが、当事業年度の末日までに十分な期間がなく、整備状況及び運用状況の評価は完了しませんでした。

4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は適正に反映しており、当事業年度の財務諸表及び当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上